

調達コードに係る通報受付窓口における通報の受付及び処理の状況について

2019年11月30日時点

受付番号	受付日	通報内容	処理状況	備考
1	2018年4月2日	建設現場において発生した労働災害について、労働組合代表を入れた共同調査の実施を求める内容	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>通報者に対しては、当該建設現場における再発防止策の状況について説明している。</p>	概要については個票を参照
2	2018年4月2日	合板を製造しているマレーシアの木材加工工場において、労働組合活動に参加した労働者が不当に退職させられたという内容	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事等で使用している製品に関するものではなく、また、現地裁判所にて係争中であったことから、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p>	概要については個票を参照
3	2018年10月16日	調達コードの4(3)②「差別・ハラスメントの禁止」に抵触していると考えられるという内容	<p>通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>組織委員会では、通報者に対して利用可能な他機関の窓口を紹介するとともに、当該機関に対しても適切な対応を働きかけ。</p>	概要については個票を参照

調達コードに係る通報受付窓口における通報の受付及び処理の状況について

2019年11月30日時点

受付番号	受付日	通報内容	処理状況	備考
4	2018年11月22日	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事で使用している木材に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 組織委員会では、関係機関と連携して確認できた点（指摘されている特定の伐採事業者は、大会施設向けに供給された木材のサプライチェーンに入っていないこと）について、通報者に対して可能な範囲で説明している。	概要については個票を参照
5	2018年11月22日	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	通報内容を確認したところ、組織委員会発注の建設工事で使用している木材に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 組織委員会では、関係機関と連携して確認できた点（指摘されている特定の伐採事業者は、大会施設向けに供給された木材のサプライチェーンに入っていないこと）について、通報者に対して可能な範囲で説明している。	概要については個票を参照
6	2019年3月26日	民間企業の商品に係る広告が誤解を招くと考えられるため、改善を求めるべきという内容	通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
7	2019年4月3日	地方自治体が調達した商品に関する苦情について、製造企業の対応が十分でないという内容	通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものではなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照

調達コードに係る通報受付窓口における通報の受付及び処理の状況について

2019年11月30日時点

受付番号	受付日	通報内容	処理状況	備考
8	2019年6月5日	電気機器製造企業のタイにある子会社の工場において、労働組合員が不法にロックアウトされるなど、労働者の権利が侵害されているという内容	当該工場で製造された電気機器について調達されていないことが確認され、また、現地裁判所にて係争中であったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 組織委員会では、当該工場の親会社と面会し、現地の対応に関して説明を受けている。また、このことを通報者に伝えている。	概要については個票を参照
9	2019年8月26日	民間警備会社において、労働者が会社から退職を強要されたという内容	通報内容を確認したところ、組織委員会が調達する物品・サービス等に関するものでなかったため、通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
10	2019年10月18日	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	対象案件に該当すると判断し、対応中。 助言委員会の委員を選定するに当たり、当事者(労働者等と被通報者の建設工事業業者)間の対話に関する意向について通報者に確認中。	
11	2019年10月18日	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	調達コード策定以前の契約のため、本通報受付窓口では対象とならないと判断。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会において、「安全衛生対策の基本方針」を策定し、その実施状況は同協議会で共有されている旨を通報者に紹介。また、労働安全衛生の重要性を鑑み、被通報者の建設会社に対して通報の内容を共有するとともに、当該工事における安全管理・労務管理の取組について確認中。	